京都府府有林Jークレジット創出事業に関する協定書(案)

京都府(以下「甲」という。)と $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ (以下「乙」という。)とは、京都府府有林 \mathbf{J} ークレジット創出事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、府有林において航空レーザデータを活用した森林由来クレジットの創出及び販売等を実施することを目的とし、甲及び乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

(協定期間)

第2条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和15年3月31日までとする。

(業務の計画及び実行)

- 第3条 乙は、別に定める仕様書に基づき業務を実行する。
- 2 甲は、必要に応じて乙に対して資料の提供及び現地の案内を行う。
- 3 業務の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、仕様書の変更を行う。

(実績報告及び事業評価)

- 第4条 乙は、Jークレジットの創出に要した経費及び販売の動向等の業務の実績について、甲に報告する。
- 2 甲は、乙から実績の報告があった場合は、その内容について評価を行い、その結果を乙に通知するとともに、必要に応じて改善指導を行う。

(I ークレジットの分配)

- 第5条 創出した J − クレジットは、協定期間内において、甲乙がそれぞれ仕様書に基づき実施する作業に要する経費から算出した、甲○○.○○%、乙○○.○○%の割合により整数を単位として分配する。
- 2 分配の際、1トン未満の端数が生じた場合は、甲に帰属する。
- 3 第1項で定めた分配割合は、毎年、年度末に甲乙で協議を行い、社会情勢の変化や制度の改定等の要因により、直近の分配割合と比較して増減が認められる場合は見直すものとし、見直した分配割合は、見直した年度以降の吸収量に係るJークレジットに適用する。

(J ークレジットの販売)

- 第6条 J-クレジットは、甲乙連携して販売促進に努める。
- 2 乙は、甲のJークレジットの販売支援を行う。

(航空レーザデータの供与)

第7条 甲は航空レーザデータを、乙に貸与する。

(秘密の保持)

- 第8条 乙は、この協定により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この協定が終了した後においても適用する。

(協定の変更)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙で協議し、内容を変更することができる。
 - (1) 天災等の不可抗力により事業の実行に支障が生じた場合。
 - (2) 第5条第3項において分配の割合を見直した場合。
 - (3) その他、甲乙で協議し、必要と認められる場合。

(協定の解除)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。 なお、第2号の理由により解除した場合、甲は乙に解除時点の損害を乙に請求することができ る。
 - (1) 甲又は乙が故意又は過失によりこの協定内容に従わなかったとき。
 - (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(協定の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者 を、協定の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時協定を締結する事務所 の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力 団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又 は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを、不当に利用等をしている と認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この協定に関連する協定の相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と協定を締結したと認められるとき。
 - キ 協定の相手方がアから才までのいずれかに該当する者をこの協定に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、道が協定の相手方に対して当該契約の解除を求め、協定の相手方がこれに従わなかったとき。

(疑義の決定)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府知事 西脇 隆俊

乙 住所 氏名